

## 審査員規定施細則

(目的)

第 1 条 この細則は、審査員規定第 3 2 条の規定に基づき、審査員となるべき者の認定及び審査部の運営に関し必要な事項を定める。

(公認審査員の認定級)

第 2 条 連盟規定第 6 条 3 に基づき、公認審査員の認定級を次の通り定める。

- 2 A1 級審査員は次に挙げる競技実績者、及び A2 級からの昇級者とする。
  - ①日本インターナショナル選手権、JBDF 選手権 (全日本選手権)、全日本選抜選手権の準決勝以上の入賞を経験した者。
  - ②総局主催選手権 (東部日本選手権、東京選手権、東京ダンスグランプリ、全関東選手権) の決勝入賞を経験した者。
- 3 A2 級審査員は A1 級以外の A 級審査員とする。
- 4 B1 級審査員は次に挙げる競技実績者、及び B2 級からの昇級者とする。
  - ①現役時代に A 級選手として登録をしたことの有る者。
  - ②B 級競技会の決勝入賞を経験した者。
- 5 B2 級審査員は B1 級以外の B 級審査員とする。
- 6 C1 級審査員は次に挙げる競技実績者とする。
  - ①現役時代に B 級選手として登録をしたことの有る者。
  - ②現役時代に C 級以上を 1 5 年以上継続して保持した者。
- 7 C2 級審査員は、ブロック及び、都県連盟審査員規定により推薦された者。

(公認審査員の権能)

第 3 条 公認審査員は、次の職務を行うことが出来る

- 2 プロ A1 級公認審査員  
プロ及び、アマチュアの国際的競技会、及び全ての国内競技会の審査をすることが出来る。(日本インターナショナル選手権に付いては、連盟規定に準じる)
- 3 プロ A2 級公認審査員  
本法人主催の、全ての競技会の審査をすることが出来る。
- 4 プロ B1 級公認審査員  
プロ B 級競技会、及び本法人主催の全てのアマチュア競技会の審査をすることが出来る。
- 5 プロ B2 級公認審査員  
プロ C 級競技会、及びアマチュア B 級競技会の審査をすることが出来る。
- 6 プロ C1 級公認審査員  
プロ D 級競技会、及びアマチュア C 級競技会の審査をすることが出来る。
- 7 プロ C2 級公認審査員

E 級競技会、及びブロック、都県連盟規定に定める競技会の審査をすることが出来る。

- 8 アマチュア A 級公認審査員  
アマチュアの国際的競技会、及び全ての国内競技会の審査をすることが出来る。(日本インターナショナル選手権に付いては、連盟規定に準じる)
- 9 アマチュア B1 級公認審査員  
アマチュア B 級競技会の審査をすることが出来る。
- 10 アマチュア B2 級公認審査員  
アマチュア C 級競技会の審査をすることが出来る
- 11 アマチュア C 級公認審査員  
アマチュア D 級競技会の審査をすることが出来る
- 12 上位級の公認審査員は下位級の競技会の審査員としての職務を行うことが出来る。

(他分野申請により得た認定級)

第 4 条 本審査員規定第 9 条により得た他分野の認定級は、次の通りとする。

- 2 A 級公認審査員が得た認定級は、B2 級とする。
- 3 B 級公認審査員が得た認定級は、C1 級とする。
- 4 C 級公認審査員が得た認定級は、C1 級とする。

(昇級)

第 5 条 審査員規定第 8 条に定める、昇級の推薦基準。

- 2 公認審査員認定級の昇級は、審査員としてその認定級で 15 年以上の経験を有し、万人が認める品格に優れ、第 4 章第 13 条及び第 15 条を遵守した者でなければならない。
- 3 昇級の条件を満たした者は、所属技術団体の推薦を受け資格審議部へ申請する。
  - ①資格審議部は、申請者の資格及び経歴を競技部、及び審査部と共に精査し理事会へ推薦の提議を行う。
  - ②理事会で承認を受けた申請者は、審査員規定第 11 条 5 項に定める研修の詳細を次に定め、それを終了後、連盟資格委員会へ昇級の認定申請を行う。
    - イ、A 級での昇級は、A 級競技会での審査研修とする。
    - ロ、B 級での昇級は、B 級競技会での審査研修とする。
  - ③本法人審査員名簿への記載変更は、連盟資格委員会からの認定が下りたことを本理事会へ報告した後に行われるものとする。

(他分野の資格申請)

第 6 条 審査員規定第 9 条に定める、審査員資格の区分変更は連盟資格委員会からの承認を本理事会に報告した後に行われることとする。

(チェッカー委員)

第 7 条 審査員規定第 27 条 4 項に基づき、チェッカー委員の管理及び運営を行うと共に、チェッカー委員を所管する連盟資格委員会の業務を分掌する。

- 2 本法人が主催又は公認する競技会で、フィガー規定の有る競技会には、複数名のチェッカー委員を置かなければならない。
- 3 チェッカー委員の指名は、チェッカー委員名簿の中から審査部が行う。

(審査員の指名)

第 8 条 審査員規定第 4 条に基づき、審査員指名のルールを次に定める。

- ①審査員規定第 9 条に定める、区分（スタンダード・ラテン）を遵守する。
- ②シニア及びグランドシニア選手権の審査には、プロ B1 級以上又はアマチュア A 級の審査員を指名する。
- ③アマチュア競技会に於いては、アマチュア選手時代の成績も考慮し指名する。
- ④同一競技会に於いて 1 つの技術団体から出来るだけ 1 人の審査員を指名する。特にプロの競技会に於いては 1 名以下とする。
- ⑤審査員指名は技術団体からの選出を基準とするが、各団体所属審査員の数が不均一のため、個人としての指名回数で指名する。
- ⑥審査員の指名は、年間を通じてプロ、アマ、上位級、下位級、及びスタンダード、ラテンのそれぞれ担当が重複しないように指名する。
- ⑦自身の 4 親等以内及び配偶者の 3 親等以内の選手が出場する可能性の有る競技会の審査員に指名しない。
- ⑧パートナーは配偶者と同等とする。
- ⑨同じ教室で稼働する審査員を同一競技会の審査に指名しない。
- ⑩前パートナーは配偶者扱いではないが、解消後 1 年程は出来るだけ配偶者扱いとする。
- ⑪技術団体の移動があった者は、その後 1 年程は前団体扱いともする。
- ⑫国際的競技会の審査には WDC への登録が必要。
- ⑬審査員研修が終了しても、連盟の承認を得るまで審査をさせてはならない。

(審査部)

第 9 条 審査部の部員は、公認審査員の資格を有する。

- 2 部員は部会等に於いて知り得た審査員情報を口外してはならない。  
もし口外した事実が発覚した者は、審査部の役職を解任することもある。

(審査員の行動基準)

第 10 条 審査に差し支えない身体的及び精神的な状態で会場に時間通りに到着すること。

- 2 競技会のタイムテーブルを確認し、予定通りに審査員の職務を遂行できるようにしておくこと。
- 3 単独で審査し、他の審査員と情報の交換をしない。

又、フロアー上では審査員同士で会話をしてはならない。

- 4 競技会が終了するまでは、プログラム及び携帯メール等を利用して出場選手の情報に精通しようとせず、また中間結果や他の審査員のマークを知ろうとしてはならない。
- 5 審査員長のいかなる指示にも従うこと。
- 6 服装に付いては
  - ①男子は、タキシードに蝶タイ、靴はエナメル又はスエードとする。
  - ②女子は、男子に準ずる、踝が隠れるスカートを着用（パンツは不可）とする。

#### （審査ミス）

第11条 出場していない番号にマークをしてはならない。

- 2 アップ数を間違えない事、予選ではプラス1、マイナス2までは可とする 24組アップからはプラス、マイナスは許されない。
- 3 決勝に於いては同順位を付けてはならない。
- 4 審査ミスに対する懲戒の基準 前各項のミスに対して次に記すポイントにて2ポイントを超えた翌日より6ヶ月間の審査員資格停止とする。
  - ① 出場していない番号にマークをした場合 2ポイント
  - ② 24組アップから決勝までの審査ミスをした場合 1ポイント
  - ③ 決勝に於いて同順位をつけた場合 1ポイント
  - ④ ②以外の予選に於いて、審査ミスをした場合 0.5ポイント尚、過去2年以前のポイントは消滅する。  
又、停止期間終了後、当該2ポイントは消滅するが、2ポイントを超えているポイントは持ち越されるものとする。
- 5 ミスをしたペーパーには本人がサインをしなければならない。又、そのデータは審査部によって保存される。尚、4の③場合にはミスをしたペーパーのコピーにサインをしなければならない。
- 6 審査員規定第4章第15条の②から⑥については、審査員審議委員会の審議により裁定される。

#### （審査員研修）

第12条 本法人の公認審査員となるべき者は、連盟及び本法人審査員規定を遵守して、研修を通じ将来にわたり高潔な人格と審査能力を備えた審査員を育成するために、実施することを目的とする。

##### 2 内容と留意点

- ①研修を受ける者は、指定された競技会当日、指定された場所で審査を行い、その審査票を審査部へ提出する。
- ②審査票の記入方法については、競技会開始前に、審査部より説明する。  
イ、予選から準決勝において、次のラウンドに進むべき組数を正確に選び過不足が

無いように十分に留意する

ロ、決勝は順位をつけるものとし、同順位をあたえないように十分に留意する。

- 3 審査研修にあたっては公明、厳正な採点を行い且つ誤審の無いように十分に留意が必要である。
- 4 研修者は、担当する競技会の順位が確定し、審査部の解散指示が有るまでは、その場から離れないように留意する。
- 5 研修者は、競技会中において出場選手と無用なコンタクトをしてはならない。
- 6 研修者は、競技会中において研修者同士会話を交わすことをしてはならない。
- 7 服装等
  - ①研修者は、服装について注意を払うことが肝要である。ジーンズ、ジャンパー等は避けること。
  - ②男子は、セミフォーマル、スーツ着用が好ましい。
  - ③女性は、セミフォーマル、ワンピース着用が好ましい。
- 8 その他
  - ①事前に審査員規定及び審査員研修規定を熟読し研修に臨むこと。
  - ②競技終了後に反省会を行い、審査部の指示を受け解散する。

(審査員研修及び業務研修)

- 第13条 審査員規定第11条、第11条2項及び3項に定める研修は、都内開催の公認競技会での受講を基本とする。
- 2 東北及び甲信越地方と茨城県に登録の者の審査員研修は、都内開催競技会で2回以上とし、東北及び関東甲信越開催の公認D級競技会での受講も可とする。
  - 3 東北及び甲信越地方と茨城県に登録の者の業務研修は、各県連盟での受講も可とする。

付則 平成27年8月27日 理事会承認により改正  
平成30年7月26日 理事会承認により改正